

浜松市公告第22号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和2年1月7日

浜松市長 鈴木 康 友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

TSUTAYA佐鳴台店
浜松市西区入野町616-3 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ハマネン 代表取締役 藤田 源右衛門
浜松市西区入野町621番地

3 変更した事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社イケヤ	午前10時00分	翌午前2時00分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社精文館書店	午前9時00分	翌午前2時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前9時30分～翌午前2時30分
一部午前9時30分～午後10時00分

(変更後)

午前8時30分～翌午前2時30分

一部午前8時30分～午後10時00分

4 変更年月日

令和2年3月1日

5 届出年月日

令和2年1月6日